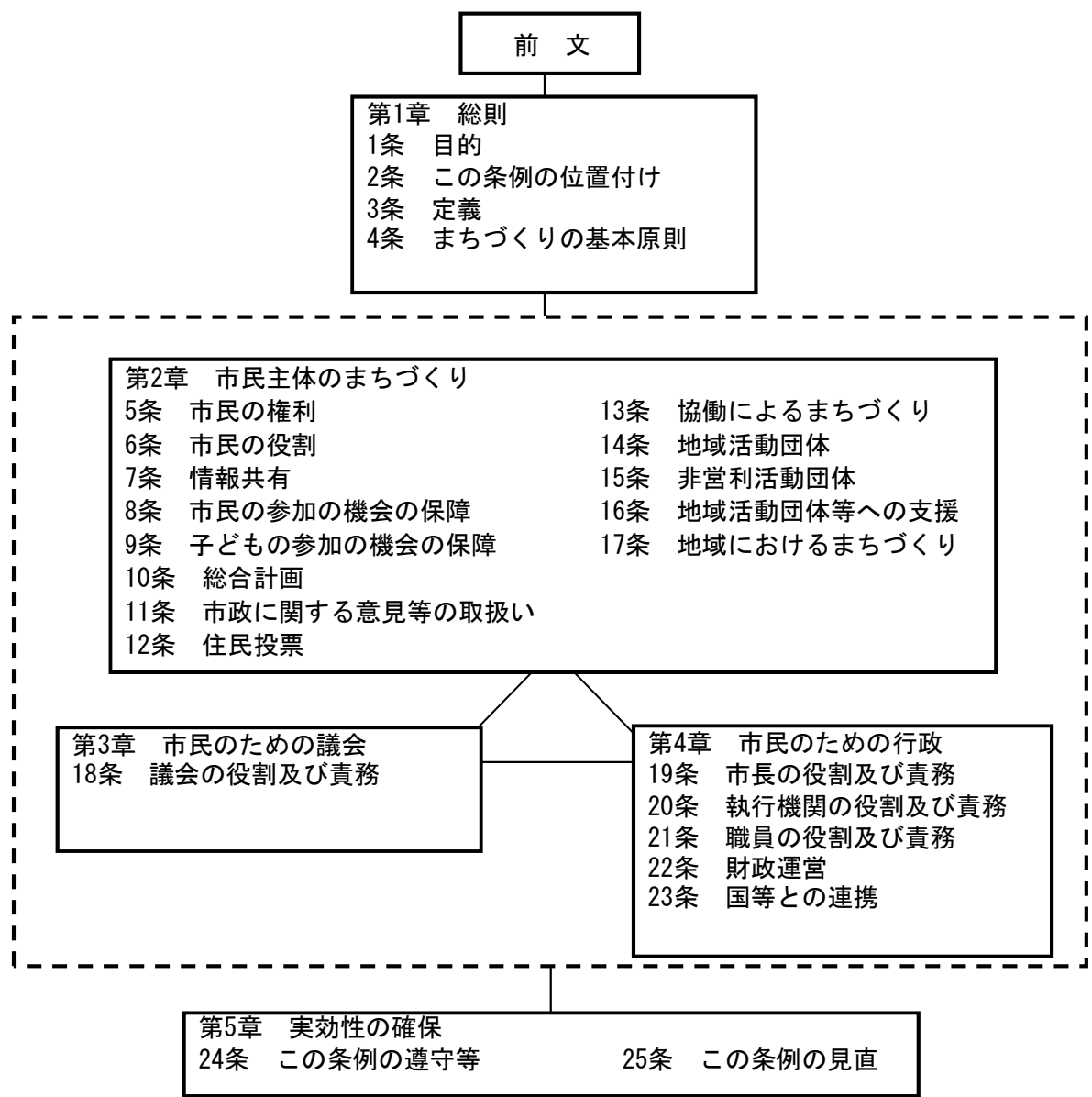


一宮市自治基本条例運用状況等調べ

令和4年4月

一宮市

- 自治基本条例とは一般的に、まちづくりの基本的な考え方やルールを示したものです。
- 一宮市では、平成22年6月29日に「一宮市自治基本条例」が制定され、翌平成23年1月1日に施行されました。
- 一宮市自治基本条例の構成は次のとおりです。



- この資料は、一宮市自治基本条例第24条にもとづき、令和4年4月1日現在の同条例の運用状況等を調査したものです。
 - ※ 一宮市自治基本条例第7条～第25条について、それぞれに関連する「条例・規則・要綱・指針・憲章・宣言等」と「制度・仕組み、事務事業等」を調査しています。（第1条～第6条までは、総則的な条項なので調査対象外です）
 - ※ 関連する条例や事務事業等がない場合、表は空欄になっています。
 - ※ 条例全文は巻末に掲載してあります。

■次ページ以降、自治基本条例第7条～第25条までの各条文ごとに、関連する条例等や事務事業等が一覧表に示してあります。見方は次のとおりです。

- ・包括的に規定とは主に、すべての分野(部課)にまたがるような条例等をいいます。
- ・上記以外とは主に、一部の分野(部課)に限定されるような条例等をいいます。

- ・条例等とは、条例の他、規則・要綱・指針・憲章・宣言等をいいます。
- ・条例＞規則＞要綱等 が関連してある場合、最上位のものを記載しています。

第2章 市民主体のまちづくり		第7条1項	
(情報共有) 第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。 2 略			
包括的に規定 上記以外	本条1項に関連する条例等	担当部課	
	市民意見提出手続に関する要綱	総合政策部	広報課
	情報公開条例	総務部	行政課
	審議会等に係る会議の公開に関する要綱	総務部	行政課
	安全なまちづくり条例(第10条)	総合政策部	市民協働課
	環境基本条例(第17条)	環境部	環境保全課
■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。			
	本条1項に関連する事務事業等	担当部課	
	a 1 広報紙の発行事業	総合政策部	広報課
	a 1 報道機関の活用事業	総合政策部	広報課
	a 1 コミュニティFMの放送事業	総合政策部	広報課
	a 1 広報号外(健康ひろば)の発行事業	市民健康部	健康づくり課
	a 1 全戸配付(回覧)チラシ	各部	各課
	a 2 ウェブサイト等の運営事業	総合政策部	広報課
	a 2 ケーブルテレビの放映事業	総合政策部	広報課
	a 2 広報紙の配信事業	総合政策部	広報課
	a 2 地図情報サイト(138マップ)の運営	総務部	情報推進課
	a 2 広報号外(健康ひろば)の配信事業	市民健康部	健康づくり課
	a 2 市政情報の提供(ケーブルテレビなど)	議会事務局	議事調査課
	a 3 懸垂幕、横断幕等掲出(本庁舎、出張所、i-ビル、一宮市民会館)	総合政策部	政策課
		財務部	管財課
		経済部	商工観光課
		教育文化部	教育指定管理課
	a 3 市資料コーナー	総務部	行政課
		市民健康部	尾西事務所総務管理課
		市民健康部	木曽川事務所総務窓口課

事務事業等とは、事務事業の他、制度・仕組み等をいいます。

第7条1項

第2章 市民主体のまちづくり

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 略

本条1項に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	市民意見提出手続に関する要綱	総合政策部	広報課
	情報公開条例	総務部	行政課
	審議会等に係る会議の公開に関する要綱	総務部	行政課
上記以外	安全なまちづくり条例（第10条）	総合政策部	市民協働課
	環境基本条例（第17条）	環境部	環境政策課

■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。

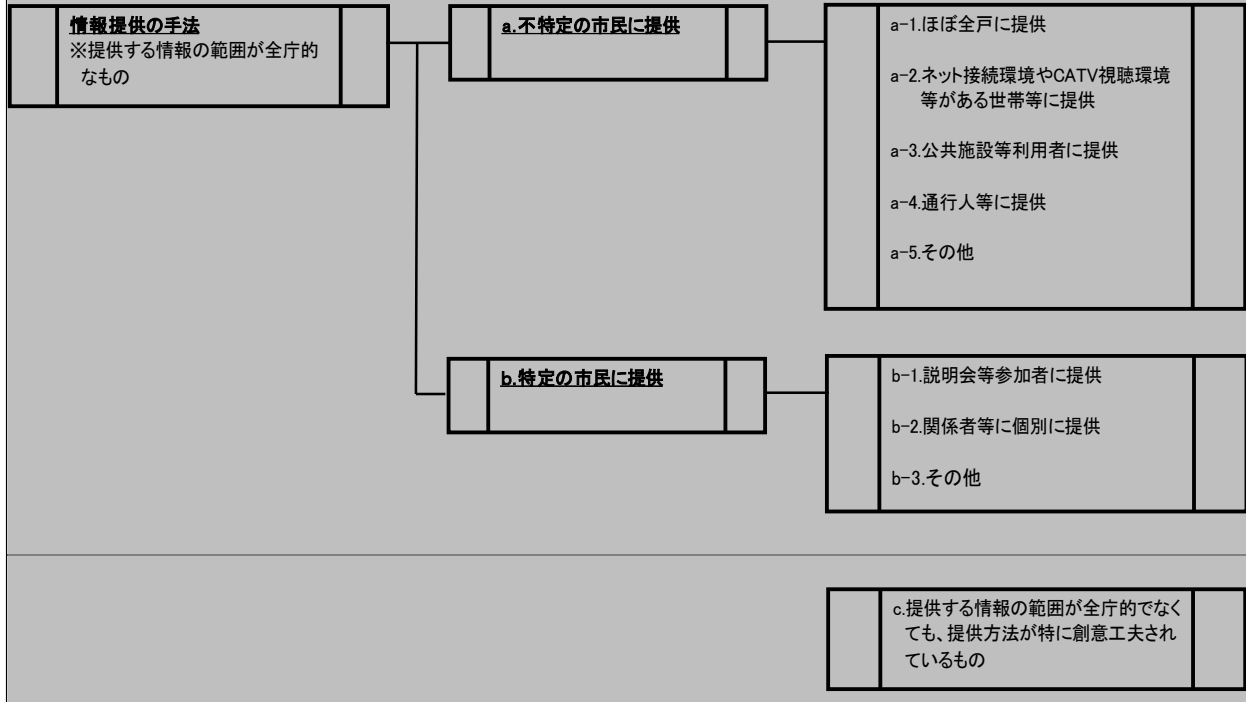
本条1項に関連する事務事業等		担当部課	
a 1	広報紙の発行事業	総合政策部	広報課
a 1	報道機関の活用事業	総合政策部	広報課
a 1	コミュニティーFMの放送事業	総合政策部	広報課
a 1	広報号外（保健所だより）の発行事業	保健所	保健総務課
a 1	全戸配付（回覧）チラシ	各部	各課
a 2	ウェブサイト等の運営事業	総合政策部	広報課
a 2	ケーブルテレビの放映事業	総合政策部	広報課
a 2	広報紙の配信事業	総合政策部	広報課
a 2	SNSによる情報発信事業	総合政策部	広報課
a 2	地図情報サイト（138マップ）の運営	総務部	デジタル推進室
a 2	広報号外（保健所だより）の配信事業	保健所	保健総務課
a 2	市政情報の提供（ケーブルテレビなど）	議会事務局	議事調査課
a 3	懸垂幕、横断幕等掲出（本庁舎、出張所、i-ビル、一宮市民会館）	財務部	資産経営課
		活力創造部	指定管理課
a 3	市資料コーナー	総務部	行政課
		市民健康部	尾西事務所総務管理課
		市民健康部	木曽川事務所総務窓口課
a 3	広報用ディスプレイ	総務部	行政課
a 3	情報表示モニターの設置	財務部	資産経営課
a 3	パンフレット立て等（各施設の窓口等）	各部	各課
a 3	市以外の公共施設等を利用（各施設の窓口等、歩道橋に横断幕、交差点に幟旗等）	各部	各課
a 4	イベントや民間施設等を利用（町内会掲示板、大型商業施設等）	各部	各課
a 4	街頭啓発	各部	各課
a 4	i-ビル内ディスプレイ	各部	各課
b 1	町会長会議	総合政策部	市民協働課
b 1	出前講座	教育部	生涯学習課

第7条1項

本条1項に関連する事務事業等		担当部課	
b 2	情報公開事務	総務部	行政課
b 2	通知（郵送・使送・訪問・電話等）	各部	各課
b 2	関係団体等を通じて提供	各部	各課
c	見守りシスターズによる防犯・交通安全啓発	総合政策部	市民協働課
c	138エコエコ音頭	環境部	収集業務課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです



第7条2項

第2章 市民主体のまちづくり

(情報共有)
第 7 条 略
2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

本条2項に関連する条例等		担当部課	
包 括 的 に 規 定	個人情報保護条例	総務部	行政課
上 記 以 外			

本条2項に関連する事務事業等		担当部課	
個人情報保護事務		総務部	行政課
情報セキュリティ対策事業		総務部	デジタル推進室



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○個人情報を保護するための制度・仕組み、事務事業等

第8条

第2章 市民主体のまちづくり

（市民の参加の機会の保障）

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。
2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	市民意見提出手続に関する要綱	総合政策部	広報課
上記以外	環境基本条例（14条）	環境部	環境政策課

■ 「a 1」等、記号の意味は表の最下部をご覧ください。

■ 【※】は、構成員に市民が含まれていない審議会等のため本条に関連しませんが、参考のため記載しています。
なお、学識経験者は、平成24年度からすべて「市民」としました。

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a 1	市民意見提出制度運用事業	総合政策部	広報課
a 2	市民ファクス、市民ポスト、Eメール事業	総合政策部	広報課
a 3	市政アンケート事業	総合政策部	広報課
a 3	総合計画アンケート	総合政策部	政策課
a 4	表彰審査委員会 【※】	総合政策部	秘書課
a 4	総合計画審議会	総合政策部	政策課
a 4	防災会議	総合政策部	危機管理課
a 4	国民保護協議会	総合政策部	危機管理課
a 4	行政改革推進委員会	総務部	行政課
a 4	情報公開審査会	総務部	行政課
a 4	個人情報保護審議会	総務部	行政課
a 4	行政不服審査会	総務部	行政課
a 4	特別職報酬等審議会	総務部	人事課
a 4	退職手当審査会	総務部	人事課
a 4	国民健康保険運営協議会	市民健康部	保険年金課
a 4	口腔衛生センター運営協議会	保健所	保健総務課
a 4	民生委員推薦会	福祉部	福祉総務課
a 4	社会福祉審議会	福祉部	福祉総務課
a 4	障害者自立支援審査会	福祉部	障害福祉課
a 4	障害者自立支援協議会	福祉部	障害福祉課
a 4	介護認定審査会	福祉部	介護保険課
a 4	子ども・子育て審議会	子ども家庭部	子育て支援課
a 4	環境審議会	環境部	環境政策課
a 4	廃棄物減量等推進審議会	環境部	廃棄物対策課
a 4	文化財保護審議会	活力創造部	博物館管理課
a 4	博物館運営協議会	活力創造部	博物館管理課
a 4	三岸節子記念美術館運営協議会	活力創造部	博物館管理課
a 4	図書館協議会	活力創造部	図書館管理課
a 4	都市計画審議会	まちづくり部	都市計画課
a 4	自転車等駐車対策協議会	まちづくり部	地域交通課
a 4	土地区画整理審議会	まちづくり部	区画整理課
a 4	住居表示審議会	まちづくり部	区画整理課
a 4	景観審議会	まちづくり部	公園緑地課
a 4	建築審査会	建築部	建築指導課

第8条

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a 4	開発審査会	建築部	建築指導課
a 4	一宮市空家等対策協議会	建築部	住宅政策課
a 4	市民病院地域医療支援委員会	市民病院（一宮）	地域医療連携室
a 4	水道料金等審議会	上下水道部	経営総務課
a 4	上下水道事業審議会	上下水道部	計画調整課
a 4	学校運営協議会	教育部	学校教育課
a 4	いじめ問題対策連絡協議会	教育部	学校教育課
a 4	いじめ問題対策調査委員会	教育部	学校教育課
a 4	公民館運営審議会	教育部	生涯学習課
a 4	社会教育審議会	教育部	生涯学習課
a 4	生涯学習推進会議	教育部	生涯学習課
a 5	男女共同参画推進懇話会	総合政策部	政策課
a 5	一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議	総合政策部	政策課
a 5	町会長連区代表者連絡協議会	総合政策部	市民協働課
a 5	地域づくり協議会連絡会	総合政策部	市民協働課
a 5	市民活動サポート補助金審査会	総合政策部	市民協働課
a 5	明るい選挙推進協議会	総務部	行政課
a 5	入札監視委員会	総務部	契約課
a 5	一宮市地域保健推進協議会	保健所	保健総務課
a 5	一宮市薬物乱用防止推進協議会	保健所	保健予防課
a 5	一宮市地域福祉計画策定委員会	福祉部	福祉総務課
a 5	障害者基本計画等策定委員会	福祉部	障害福祉課
a 5	地域包括支援センター運営協議会	福祉部	高年福祉課
a 5	高齢者虐待防止ネットワーク委員会	福祉部	高年福祉課
a 5	一宮市老人ホーム入所及び生活支援ハウス利用判定委員会	福祉部	高年福祉課
a 5	尾張西部圏域福祉有償運送運営協議会	福祉部	高年福祉課
a 5	在宅医療・介護連携推進協議会	福祉部	高年福祉課
a 5	介護保険地域密着型サービス運営委員会	福祉部	介護保険課
a 5	介護保険施設等整備検討委員会	福祉部	介護保険課
a 5	一宮市要保護児童対策地域協議会	子ども家庭部	子ども家庭相談課
a 5	環境基本計画等推進協議会	環境部	環境政策課
a 5	環境部指定管理者にかかる実績評価委員会	環境部	施設管理課
a 5	中心市街地活性化基本計画策定委員会	活力創造部	観光交流課
a 5	地域農政推進協議会	活力創造部	農業振興課
a 5	6次産業化・地産地消推進協議会	活力創造部	農業振興課
a 5	一宮市活力創造部指定管理者にかかる実績評価委員会	活力創造部	指定管理課
a 5	子ども読書活動推進懇話会	活力創造部	図書館管理課
a 5	地域公共交通会議	まちづくり部	地域交通課
a 5	緑化推進市民協議会	まちづくり部	公園緑地課
a 5	市営住宅高額所得者等対策検討委員会	建築部	住宅政策課
a 5	教育委員会事務点検評価会議	教育部	総務課
a 5	学校教育推進会議	教育部	学校教育課
a 5	不登校対策協議会	教育部	学校教育課
a 5	特別支援教育連携協議会	教育部	学校教育課
a 5	子どもの安全推進委員会	教育部	学校教育課
a 5	教職員多忙化解消検討協議会	教育部	学校教育課
a 5	一宮市学校給食審議会	教育部	学校給食課
a 6	総合計画に関する市民ワークショップ	総合政策部	政策課
a 6	町会長会議	総合政策部	市民協働課
b 1	男女共同参画情報紙「いーぶん」編集協力者	総合政策部	政策課
b 1	一宮市男女共同参画推進サポーター「ともに138」	総合政策部	政策課
b 1	生活支援体制整備推進委員会	福祉部	高年福祉課

第8条

本条に関連する事務事業等		担当部課	
b 1	子育て すけっとバンク	子ども家庭部	保育課
b 1	いちのみや子ども情報紙 Kids' i編集ボランティア	子ども家庭部	青少年課
b 1	青年のつどい実行委員会	子ども家庭部	青少年課
b 1	二十歳のつどい実行委員	子ども家庭部	青少年課
b 1	妙興寺境内地解説ボランティア	活力創造部	博物館管理課
b 1	美濃路起宿ボランティアガイド	活力創造部	博物館管理課
b 2	災害時たすけあい隊（災害時要援護者支援制度）	福祉部	福祉総務課
b 2	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭部	保育課
b 2	産後ヘルプ事業	子ども家庭部	保育課
b 2	ごみ減量親子モニター	環境部	廃棄物対策課
b 2	資源回収事業	環境部	収集業務課
b 2	消費生活フェア事業	活力創造部	観光交流課
b 2	種目別市民大会の開催	活力創造部	スポーツ課
b 2	地区スポーツ教室の開催	活力創造部	スポーツ課
b 2	ニューススポーツフェスティバルの開催	活力創造部	スポーツ課
b 2	公共施設アダプトプログラム	まちづくり部	都市計画課
b 2	市民参加の森づくり事業	まちづくり部	公園緑地課
b 2	ホタル観賞のタベ	まちづくり部	公園緑地課
b 2	消防出初式（婦人消防クラブ連絡協議会）	消防本部	予防課
b 2	「ふれあい・潤い空間づくり」事業	教育部	学校教育課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○以下のとおり、(a-1)～(b-3)に区分

行政への参加 ※行政が定めたまちづくり活動（公共的活動）等の枠組みに市民が参加する。		a.意見・提案 ※行政が用意したメニューにもとづき、市政に対し、意見や提案をする。		a-1.市民意見提出制度 a-2.市民ポスト・ファクス・メール a-3.アンケート（継続的なもの） a-4.法令・条例等による附属機関。いわゆる審議会等。ただし、市民が含まれていない（議員、職員等のみで構成）ものは除く。 a-5.a-4以外で、事務事業等に市民が意見・提案する継続的な機関等。いわゆる協議会、委員会、市民会議等。ただし、市民が含まれていない（議員、職員等のみで構成）ものは除く。 a-6.市民が、事務事業等に意見・提案する継続的なフォーラム・シンポジウム・説明会・意見交換会、ワークショップ等 a-7.その他	
		b.実施 ※行政が企画したイベントや事務事業等を市民の協力で実施する。		b-1.a-4以外で、市民の協力を得て事務事業等を実施する継続的な機関等。編集委員会、推進会議等。ただし、市民が含まれていない（議員、職員等のみで構成）ものは除く。 b-2.b-1以外で、市民の協力を得て実施する継続的なイベント、事務事業等。 b-3.その他	

第9条

第2章 市民主体のまちづくり

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定			
上記以外	環境基本条例（14条）	環境部	環境政策課

■「a 3」等、記号の意味は第8条と同じです。

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a 3	総合計画アンケートの内、小中学生向けアンケート	総合政策部	政策課
a 7	まちづくり子どもアイデア活用事業	総合政策部	政策課
b 2	いちのみやエコスクール運動	環境部	廃棄物対策課
b 2	消防出初式（少年消防クラブ）	消防本部	予防課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○子どもに特化した参加

○子どもの年齢は特定しない

○第8条と同様に区分（「a 3」等、記号の意味は第8条を参照）

第10条

第2章 市民主体のまちづくり

(総合計画)

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

3 市長は、総合計画の推進及びその進捗(ちよく)管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	一宮市総合計画審議会条例	総合政策部	政策課
上記以外			

本条に関連する事務事業等		担当部課	
一宮市総合計画審議会		総合政策部	政策課
総合計画に関する市民ワークショップ		総合政策部	政策課
総合計画アンケート		総合政策部	政策課
行政評価		総合政策部	政策課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○基本的に、総合計画を担当する政策課の制度・仕組み、事務事業等のみ

第11条

第2章 市民主体のまちづくり

（市政に関する意見等の取扱い）

第11条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定			
上記以外			

本条に関連する事務事業等	担当部課	
市民ファクス、市民ポスト、Eメール事業	総合政策部	広報課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○全庁的なもの

○個別のものでも特徴的なもの（他自治体と比較し先進的なもの）

第12条

第2章 市民主体のまちづくり

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定			
上記以外			

本条に関連する事務事業等	担当部課	



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○住民投票に関する制度・仕組み、事務事業等

第13条

第2章 市民主体のまちづくり

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定			
上記以外	安全なまちづくり条例（5、6条）	総合政策部	市民協働課
	暴走族の根絶の推進に関する条例（4条、5条、6条）	総合政策部	市民協働課
	落書き行為の防止に関する条例（5条、6条）	総合政策部	市民協働課
	一宮市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（5条）	総合政策部	市民協働課
	一宮市交通安全条例（3条、4条、5条）	総合政策部	市民協働課
	環境基本条例（5条、6条）	環境部	環境政策課
	空き缶等ごみ散乱防止条例（3条、4条、5条）	環境部	環境政策課
	飼い犬等のふん害の防止に関する条例（4条、5条）	環境部	環境政策課
	路上等での喫煙等の防止に関する条例（4条、5条、6条）	環境部	環境政策課
	ごみの減量等の推進に関する条例（3条、4条）	環境部	廃棄物対策課
	廃棄物の処理及び清掃に関する条例（4条、5条）	環境部	廃棄物対策課
	景観条例（4条）	まちづくり部	公園緑地課

■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。

		担当部課	
a	(8条b-1) 男女共同参画情報紙「いーぶん」編集協力者	総合政策部	政策課
a	(8条b-1) 一宮市男女共同参画推進サポーター「ともに138」	総合政策部	政策課
a	(8条b-1) 生活支援体制整備推進委員会	福祉部	高年福祉課
a	(8条b-2) 災害時たすけあい隊（災害時要援護者支援制度）	福祉部	福祉総務課
a	(8条b-2) ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭部	保育課
a	(8条b-2) 産後ヘルプ事業	子ども家庭部	保育課
a	(8条b-2) 資源回収事業	環境部	収集業務課
a	(8条b-2) 公共施設アダプトプログラム	まちづくり部	都市計画課
b	各種イベント等に対する後援	各部	各課
c	グラウンドワーカー宮実行委員会	総合政策部	市民協働課
c	おりもの感謝祭一宮七夕まつり（事業）協進会	活力創造部	観光交流課
c	いちのみやタワーパークマラソン実行委員会	活力創造部	スポーツ課
c	いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会	まちづくり部	公園緑地課
d	町会長連区代表者連絡協議会	総合政策部	市民協働課
d	地域づくり協議会連絡会	総合政策部	市民協働課
d	在宅医療・介護連携推進協議会	福祉部	高年福祉課
d	びおこの会（エコハウス138）	環境部	施設管理課
d	一宮市観光協会	活力創造部	観光交流課
d	一宮市国際交流協会	活力創造部	観光交流課
d	一宮市スポーツ協会	活力創造部	スポーツ課
d	一宮平成ホテルの会	まちづくり部	公園緑地課
d	私たちの庭の会	まちづくり部	公園緑地課

第13条

本条に関連する事務事業等		担当部課	
e	一宮市SDGsパートナー制度	総合政策部	政策課
e	外崎まちづくり協議会	まちづくり部	区画整理課
e	建築協定（現在該当なし）	建築部	建築指導課
e	歩道橋ネーミングライツ事業	建設部	建設総務課
e	名古屋芸術大学との連携	各部	各課

上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○以下のとおり、a～eに区分

市民と行政との協働 ※（市民、議会及び執行機関が、）それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動すること。（第3条より）	a. 第8条のb、第9条のbに記入したものの内、「協働」の定義に該当するもの b. 後援、共催事業等（市民と市が共に主催者となるもの） c. 主催者の一部として行政が参加しているイベント等の実行委員会・協議会等 d. 任意団体等で、行政が事務局となっている団体等 e. その他
---	---

第14条

第2章 市民主体のまちづくり

(地域活動団体)

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。
- 3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。
- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

	本条に関連する条例等	担当部課
包括的に規定		
上記以外		

■主な地域活動団体をあげてあります。

本条に関連する事務事業等	担当（関係）部課
〇〇連区町会長会	総合政策部 市民協働課
〇〇連区交通安全会	総合政策部 市民協働課
〇〇連区防犯委員会	総合政策部 市民協働課
〇〇連区自主防災会連絡協議会	総合政策部 危機管理課
〇〇連区民生児童委員協議会	福祉部 福祉総務課
〇〇連区老人クラブ連合会	福祉部 高年福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会〇〇支部	福祉部 高年福祉課
〇〇連区児童育成協議会	子ども家庭部 子育て支援課
〇〇連区学校外活動推進委員会	子ども家庭部 青少年課
〇〇連区資源回収推進協議会	環境部 収集業務課
〇〇連区廃棄物減量等推進委員会	環境部 収集業務課
〇〇小中学校PTA	教育部 生涯学習課
〇〇公民館	教育部 生涯学習課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○主な地域活動団体をあげる

○（条文の趣旨に合う）地域活動団体に関する包括的な制度・仕組み、事務事業等

第15条

第2章 市民主体のまちづくり

(非営利活動団体)

第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

	本条に関連する条例等	担当部課
包括的に規定		
上記以外		

■以下の区分に従い、様々なまちづくりの団体が活動しています。ウェブサイト「いちのみや市民活動情報サイト」で市民活動支援センターの登録団体をご覧になれます。

本条に関連する事務事業等	担当部課
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	-
社会教育の推進を図る活動	-
まちづくりの推進を図る活動	-
観光の振興を図る活動	-
農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動	-
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	-
環境の保全を図る活動	-
災害救援活動	-
地域安全活動	-
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	-
国際協力の活動	-
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	-
子どもの健全育成を図る活動	-
情報化社会の発展を図る活動	-
科学技術の振興を図る活動	-
経済活動の活性化を図る活動	-
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	-
消費者の保護を図る活動	-
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	-
上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	-
その他	



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○個々の非営利活動団体は列挙しない

○非営利活動のカテゴリーをあげる

○（条文の趣旨に合う）非営利活動団体に関する包括的な制度・仕組み、事務事業等

第16条

第2章 市民主体のまちづくり

(地域活動団体等への支援)

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

	本条に関連する条例等	担当部課
包括的に規定		
上記以外		

■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。

	本条に関連する事務事業等	担当部課
a	市民活動支援事業（センター運営）	総合政策部 市民協働課
a	一宮市民パトロール隊支援事業（防犯資器材貸与、研修会）	総合政策部 市民協働課
a	青色防犯パトロール車へのドライブレコーダー貸与事業	総合政策部 市民協働課
a	自主防災組織育成補助事業	総合政策部 危機管理課
a	健康づくりサポーター支援事業	保健所 健康支援課
a	健康づくり食生活改善ボランティア支援事業	保健所 健康支援課
a	ボイ捨て防止に関する啓発	環境部 環境政策課
a	ボランティア袋制度	環境部 環境政策課
a	学校体育施設開放	活力創造部 スポーツ課
a	違反簡易広告物除却活動員制度	まちづくり部 公園緑地課
a	地区公民館事業	教育部 生涯学習課
b	市民活動サポート補助金制度	総合政策部 市民協働課
b	地域交通安全会補助金	総合政策部 市民協働課
b	町内会運営助成事業	総合政策部 市民協働課
b	地域集会施設建設補助事業	総合政策部 市民協働課
b	地域集会施設耐震診断及び耐震改修工事補助事業	総合政策部 市民協働課
b	地域づくり協議会補助事業	総合政策部 市民協働課
b	防犯委員会交付金	総合政策部 市民協働課
b	自主防災組織育成補助事業	総合政策部 危機管理課
b	健康づくりサポーター支援事業	保健所 健康支援課
b	健康づくり食生活改善ボランティア支援事業	保健所 健康支援課
b	老人クラブ事業運営費補助事業	福祉部 高年福祉課
b	老人クラブ連合会事業運営費補助事業	福祉部 高年福祉課
b	ふれあいクラブ活動支援事業	福祉部 高年福祉課
b	地域組織(母親クラブ)活動費補助事業	子ども家庭部 子育て支援課
b	子ども会育成事業	子ども家庭部 子育て支援課
b	スカウト活動育成補助事業	子ども家庭部 青少年課
b	地域青少年健全育成会助成事業	子ども家庭部 青少年課
b	地域学校外活動推進補助事業	子ども家庭部 青少年課
b	資源回収推進協議会運営交付金	環境部 収集業務課
b	資源回収事業交付金	環境部 収集業務課
b	資源再利用推進奨励金	環境部 収集業務課
b	商工団体等事業費補助事業	活力創造部 産業振興課
b	選手育成強化事業	活力創造部 スポーツ課
b	地元公園愛護団体による公園管理事業	まちづくり部 公園緑地課

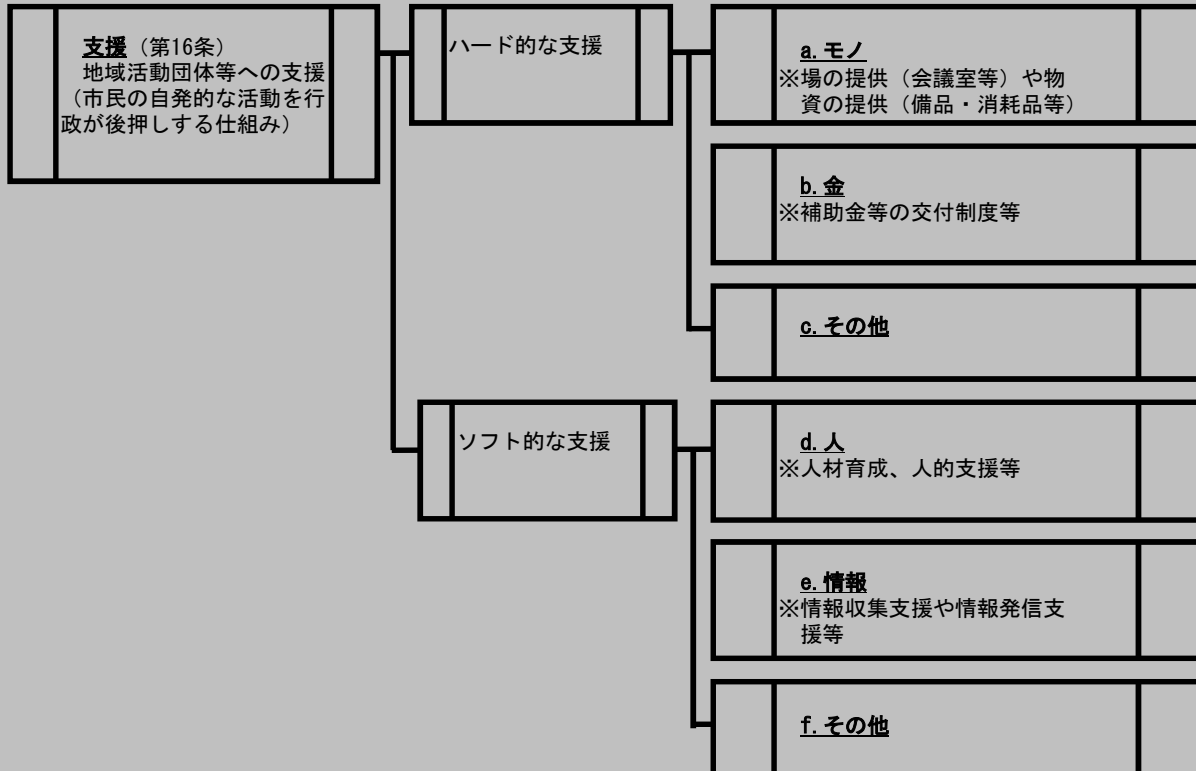
第16条

本条に関連する事務事業等	担当部課	
本条に関連する事務事業等	担当部課	
b 連区女性団体等活動補助事業	教育部	生涯学習課
b 婦人消防クラブ連絡協議会補助事業	消防本部	予防課
d 市民活動支援事業（NPO講座）	総合政策部	市民協働課
d 健康づくりサポーター支援事業	保健所	健康支援課
d 健康づくり食生活改善ボランティア支援事業	保健所	健康支援課
d スポーツ指導者講習会の開催	活力創造部	スポーツ課
d スポーツ推進委員研修	活力創造部	スポーツ課
d 婦人消防クラブ連絡協議会補助事業	消防本部	予防課
d 生涯学習支援ボランティア養成事業	教育部	生涯学習課
e 広報紙の発行事業（いちのみや's情報発信地への掲載）	総合政策部	広報課
e まちづくり子どもアイデア活用事業	総合政策部	政策課
e 一宮市SDGsパートナー制度	総合政策部	政策課
e 市民活動支援事業（センター運営）	総合政策部	市民協働課
e 一宮市民パトロール隊支援事業（防犯資器材貸与、研修会）	総合政策部	市民協働課
e 市民活動支援事業（情報サイト）	総合政策部	市民協働課
e 町会長会議	総合政策部	市民協働課
e 市民活動支援事業（アドバイザー）	総合政策部	市民協働課
e 一宮市地域貢献企業認定事業	活力創造部	産業振興課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○以下のとおり、a～fに区分



第17条

第2章 市民主体のまちづくり

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包 括 的 に 規 定	地域づくり協議会設置要綱	総合政策部	市民協働課
上 記 以 外			

本条に関連する事務事業等		担当部課	
〇〇連区地域づくり協議会		総合政策部	市民協働課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

〇連区のまちづくりについて住民自らが包括的に考え、実行することができる制度・仕組み、事務事業等

第18条

第3章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。

3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	一宮市議会基本条例	議会事務局	議事調査課
上記以外	一宮市議会会議規則（第2章、第5章～第8章）	議会事務局	議事調査課
	一宮市議会委員会条例（第17条～第53条）	議会事務局	議事調査課
	一宮市議会の議決に付すべき事件に関する条例（第2条）	議会事務局	議事調査課

■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a	定例会における一般質問	議会事務局	議事調査課
a	請願の審議（審査）	議会事務局	議事調査課
b	市の執行機関が提案する議案の審議	議会事務局	議事調査課
c	議員提案条例	議会事務局	議事調査課
d	本会議・常任委員会の公開	議会事務局	議事調査課
d	市議会録画映像・生中継映像の配信	議会事務局	議事調査課
d	会議録検索システムの配信	議会事務局	議事調査課
d	議会だよりの公開	議会事務局	議事調査課
e	公聴会	議会事務局	議事調査課
e	参考人制度	議会事務局	議事調査課
e	意見陳述	議会事務局	議事調査課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○以下のとおり、a～eに区分

- a. 市民の意思を適切に反映
- b. 監視機能
- c. 政策立案機能
- d. 情報公開
- e. 市民参加

第19条

第4章 市民のための行政

（市長の役割及び責務）

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例	総合政策部	秘書課
上記以外			

本条に関連する事務事業等		担当部課	
資産等報告書等作成事務		総合政策部	秘書課
市政運営方針の公表		総合政策部	政策課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○市長が、公正・誠実に市政を運営するための制度・仕組み、事務事業等

第20条

第4章 市民のための行政

（執行機関の役割及び責務）

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	職員研修規程	総務部	人事課
上記以外			

■「a」等、記号の意味は、表の下部をご覧ください。

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a	サービスの宣誓	総務部	人事課
b	市民意見提出制度運用事業	総合政策部	広報課
b	市民ファクス、市民ポスト、Eメール事業	総合政策部	広報課
b	市政アンケート事業	総合政策部	広報課
b	総合計画アンケート	総合政策部	政策課
c	行政組織に関する事務	総務部	行政課
d	職員研修制度	総務部	人事課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○全庁的なもののみ

○以下のとおり、a～dに区分

- a. 公正、公平、誠実、迅速、効果的に事務を執行
- b. 市民ニーズの的確な把握
- c. 組織を柔軟に改める
- d. 職員の職務能力の向上

第21条

第4章 市民のための行政

(職員の役割及び責務)

第21条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	職員提案に関する要綱	総合政策部	政策課
	業務改善に関する要綱	総合政策部	政策課
上記以外			

本条に関連する事務事業等		担当部課	
職員提案制度		総合政策部	政策課
業務改善制度		総合政策部	政策課
職員研修制度		総務部	人事課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○個々の協働事業はあげない

○職員個人に関するもの

第22条

第4章 市民のための行政

(財政運営)

第22条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定	外部監査契約に基づく監査に関する条例	総務部	行政課
	「財政状況」の公表に関する条例	財務部	財政課
	一宮市PPP/PFI手法導入優先的検討指針	財務部	財政課
	一宮市PFI活用ガイドライン	財務部	財政課
上記以外			

本条に関連する事務事業等		担当部課	
a	有料広告事業、ネーミングライツ事業等、自主財源確保のための諸事業	各部	各課
b	行政評価事業	総合政策部	政策課
b	行政改革推進事業	総務部	行政課
b	指定管理者制度	総務部	行政課
b	一般財源配分方式による予算編成	財務部	財政課
b	PFI事業	財務部	財政課
b	公共施設マネジメント事業	財務部	資産経営課
c	外部監査制度	総務部	行政課
c	財務書類4表作成分析事業	財務部	財政課
c	財政状況公表事務	財務部	財政課
c	財政健全化指標の算定	財務部	財政課
c	KPIによる事業効果・必要性の検証と予算編成状況の公開	財務部	財政課
d	中期財政計画策定事務	財務部	財政課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○全庁的なもの（多くの部署で取り組む可能性があるもの、財政全般に関するもの）

○個別のものでも特に創意工夫されているもの（他自治体と比較し先進的なもの）

○以下のとおり、a～dに区分

- a. 歳入を増やす
- b. 歳出を減らす
- c. 財政状況等の公表
- d. 財政計画の策定

第23条

第4章 市民のための行政

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

本条に関連する条例等		担当部課
包括的に規定		
上記以外	安全なまちづくり条例（第10条）	総合政策部 市民協働課
	環境基本条例（第20条）	環境部 環境政策課

本条に関連する事務事業等		担当部課
愛知県市長会等との連携事務		総合政策部 秘書課
尾張西部広域行政課題懇談会		総合政策部 政策課
尾張西部広域行政課題懇談会事務連絡会		総合政策部 政策課
名古屋市内隣市町村事務連絡会		総合政策部 政策課
名古屋市内隣市町村長懇談会		総合政策部 政策課
羽島市・一宮市行政課題懇談会		総合政策部 政策課
包括連携協力に関する協定		総合政策部 政策課
中核市市長会		総合政策部 政策課
木曽川上流水防災協議会		総合政策部 危機管理課
庄内川・木曽川圏域水防災協議会		総合政策部 危機管理課
あいち電子自治体推進協議会		総務部 デジタル推進室
愛知県ケーブルテレビ自治体協議会		総務部 デジタル推進室
あいちA I・ロボティクス連携共同研究会		総務部 デジタル推進室
名古屋大学大学院情報学研究科との連携		各部 各課
地方税共同機構		財務部 市民税課
一宮税務推進協議会		財務部 市民税課
一宮税務署管内租税教育推進協議会		財務部 市民税課
尾張八市税務連絡協議会		財務部 市民税課、資産税課、納税課
事業所税都市連絡協議会		財務部 市民税課
愛知県個人住民税特別徴収推進協議会		財務部 市民税課
県下六市収税部門連絡会議		財務部 納税課
県・市町村税務職員交流に関する協定書に基づく愛知県との連携		財務部 納税課
尾北戸籍住民基本台帳事務協議会		市民健康部 市民課
愛知戸籍住民基本台帳事務協議会		市民健康部 市民課
愛知県国民健康保険団体連合会		市民健康部 保険年金課
愛知県都市国民年金協議会		市民健康部 保険年金課
県下6市国保問題協議会		市民健康部 保険年金課
尾張西部圏域地域・職域連携推進協議会		市民健康部 保険年金課
一宮市地域保健推進協議会		保健所 保健総務課
尾張西北部広域第二次救急医療病院長等協議会		保健所 保健総務課
小児慢性特定疾病審査会		保健所 保健総務課
感染症診査協議会		保健所 保健予防課
一宮市薬物乱用防止推進協議会		保健所 保健予防課
全国動物管理関係事業所協議会		保健所 保健衛生課
尾張西部圏域福祉有償運送運営協議会		福祉部 高年福祉課
高齢者見守り協定		福祉部 高年福祉課
高齢者の特殊詐欺被害防止に関する協定		福祉部 高年福祉課
一宮市内郵便局との包括連携に関する協定		各部 各課
尾張西部環境保全連絡協議会		環境部 環境保全課
一宮市公害対策協議会		環境部 環境保全課
キソガワフユスリカ対策協議会		環境部 環境保全課
全国都市清掃会議		環境部 廃棄物対策課
尾張都市清掃事業連絡会議		環境部 廃棄物対策課
ごみゼロ社会推進あいち県民会議		環境部 廃棄物対策課
愛知県都市清掃事業協議会		環境部 廃棄物対策課
全国浄化槽推進市町村協議会		環境部 廃棄物対策課
愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会		環境部 廃棄物対策課

第23条

本条に関連する事務事業等	担当部課	
愛知県浄化槽協議会	環境部	廃棄物対策課
一宮市浄化槽協議会	環境部	廃棄物対策課
PCB廃棄物処理に係る東海地区広域会議	環境部	廃棄物対策課
中部地方不法投棄対策連絡会	環境部	廃棄物対策課
尾張西部ごみ焼却処理等広域化ブロック会議	環境部	施設管理課
尾張部清掃工場連絡会議	環境部	施設管理課
美濃路街道連携協議会	活力創造部	観光交流課
全国特定市計量行政協議会	活力創造部	観光交流課
愛知労働局との雇用対策協定	活力創造部	産業振興課
尾張西部農業改良推進協議会	活力創造部	農業振興課
日本博物館協会	活力創造部	博物館管理課
愛知県博物館協会	活力創造部	博物館管理課
東海三県博物館協会	活力創造部	博物館管理課
日本展示学会	活力創造部	博物館管理課
全国美術館会議	活力創造部	博物館管理課
日本図書館協会	活力創造部	図書館管理課
愛知図書館協会	活力創造部	図書館管理課
愛知県公立図書館長協議会	活力創造部	図書館管理課
尾張部公共図書館連絡協議会	活力創造部	図書館管理課
名古屋芸術大学との連携	各部	各課
全国高速道路建設協議会	まちづくり部	都市計画課
東海環状道路・東海北陸自動車道南進建設促進同盟会	まちづくり部	都市計画課
名岐道路整備促進期成同盟会	まちづくり部	都市計画課
尾張北西部地域の交通に関する連絡調整会議	まちづくり部	都市計画課
道路交通渋滞対策推進協議会	まちづくり部	都市計画課
東海北陸広域地域整備連絡会議	まちづくり部	都市計画課
東海環状地域整備推進協議会	まちづくり部	都市計画課
リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会	まちづくり部	都市計画課
一宮西港道路推進協議会	まちづくり部	都市計画課
一宮西港道路に関する連絡会	まちづくり部	都市計画課
全国市街地再開発協会	まちづくり部	都市計画課
コンパクトなまちづくり推進協議会	まちづくり部	都市計画課
自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会	まちづくり部	地域交通課
中部地方都市美協議会	まちづくり部	公園緑地課
木曽川上流域公園整備促進期成同盟会	まちづくり部	公園緑地課
木曽川上流域自転車道整備活用推進会議	まちづくり部	公園緑地課
木曽川大堰上流水面利用協議会	まちづくり部	公園緑地課
愛知県営繕行政推進連絡会議	建築部	公共建築課
愛知県地域住宅協議会	建築部	住宅政策課
マンション管理推進協議会	建築部	住宅政策課
愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会	建築部	住宅政策課
大江排水機場等運営協議会	建設部	維持課
大江排水路分流通管理運営協議会	建設部	維持課
愛知県道路メンテナンス会議	建設部	維持課
インフラメンテナンス国民会議	建設部	維持課
一宮建設事務所管内事業協議会	建設部	道路課
新濃尾大橋架橋促進期成同盟会	建設部	道路課
萩原多気線整備促進期成同盟会	建設部	道路課
名古屋江南線整備促進期成同盟会	建設部	道路課
北尾張中央道整備促進期成同盟会	建設部	道路課
愛知県名古屋市道路利用者会議	建設部	道路課
愛知県道路整備促進協力会	建設部	道路課
愛知県市町村道整備促進期成同盟会	建設部	道路課
愛知県街路事業促進協議会	建設部	道路課
無電柱化を推進する市区町村長の会	建設部	道路課
ラウンドアバウト普及促進協議会	建設部	道路課
濃尾用水地区用排水対策協議会	建設部	治水課
地域用水環境整備事業大江川地区促進協議会	建設部	治水課
愛知県木曽川改修工事促進期成同盟会	建設部	治水課
宮田用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会	建設部	治水課
木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会	建設部	治水課
愛知県河川海岸協会	建設部	治水課
新川流域総合治水対策協議会	建設部	治水課
新川・五条川改修促進期成同盟会	建設部	治水課

第23条

本条に関連する事務事業等	担当部課	
日光川水系改修促進期成同盟会	建設部	治水課
中部直轄河川治水期成同盟会連合会	建設部	治水課
新丸山ダム建設促進期成同盟会	建設部	治水課
尾張西部排水対策推進協議会	建設部	治水課
愛知県農地水多面的機能推進協議会	建設部	治水課
木津用水水管理対策協議会	建設部	治水課
領内川湛水防除事業運営協議会	建設部	治水課
日光川流域治水対策協議会	建設部	治水課
木曽川水系流域治水協議会	建設部	治水課
土岐川・庄内川流域治水協議会	建設部	治水課
木曽三川（上流）安全利用推進協議会	建設部	治水課
庄内川・木曽川圏流域治水協議会	建設部	治水課
日本水道協会（本部、中部地方支部、愛知県支部）	上下水道部	経営総務課
日本下水道協会	上下水道部	経営総務課
中部地方下水道協会	上下水道部	経営総務課
愛知県下水道協会	上下水道部	経営総務課
尾張水道連絡協議会	上下水道部	経営総務課
愛知県下水道推進協議会	上下水道部	経営総務課
木曽三川流域自治体連携会議	上下水道部	経営総務課
愛知県公共料金等暴力対策協議会	上下水道部	営業課
全国消防長会（本会・東海支部・総務委員会）	消防本部	総務課
愛知県消防長会	消防本部	総務課
消防協会（全国・愛知県）	消防本部	総務課
尾張地区消防連絡協議会	消防本部	総務課
愛知県尾張水害予防組合水防協議会	消防本部	総務課
一宮市及び稲沢市消防通信指令施設運営協議会	消防本部	通信指令課
愛知県消防通信連絡協議会	消防本部	通信指令課
愛知県少年消防クラブ運営指導協議会	消防本部	予防課
愛知県婦人消防クラブ連絡協議会	消防本部	予防課
愛知県住宅防火対策推進協議会	消防本部	予防課
愛知県消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会	消防本部	予防課
愛知県消防広域化推進計画検討委員会	消防本部	消防救急課
愛知県下高速道路消防連絡協議会	消防本部	消防救急課
愛知県防災ヘリコプター運営協議会	消防本部	消防救急課
愛知県救急業務高度化推進協議会	消防本部	消防救急課
愛知県救急搬送対策協議会	消防本部	消防救急課
愛知県尾張西北部広域第二次救急医療病院長等協議会	消防本部	消防救急課
愛知県市議会議長会等との連携事務	議会事務局	庶務課
愛知県市町村教育委員会連合会	教育部	総務課
全国都市教育長協議会	教育部	総務課
東海北陸都市教育長協議会	教育部	総務課
尾張部都市教育長会	教育部	総務課
中核市教育長会	教育部	総務課
市民大学公開講座（修文大学・修文大学短期大学部との共催）	教育部	生涯学習課
全国都市監査委員会	監査事務局	監査事務局
東海地区都市監査委員会	監査事務局	監査事務局
愛知県都市監査委員会	監査事務局	監査事務局



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○国、県、近隣市町村、大学、研究機関等と連携している協議会等の名称

第24条

第5章 実効性の確保

(この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包 括 的 に 規 定			
上 記 以 外			

本条に関連する事務事業等	担当部課	
自治基本条例推進会議	総合政策部	政策課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○自治基本条例を遵守に関する制度・仕組み、事務事業等

第25条

第5章 実効性の確保

(この条例の見直し)
第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

本条に関連する条例等		担当部課	
包括的に規定			
上記以外			

本条に関連する事務事業等	担当部課	
市民意見提出制度を始めとする市民に意見を求める各種制度	各部	各課



上記の表に掲載する制度・仕組み、事務事業等の基準は以下のとおりです

○自治基本条例の見直しに関する制度・仕組み、事務事業等

一宮市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 市民主体のまちづくり（第5条―第17条）

第3章 市民のための議会（第18条）

第4章 市民のための行政（第19条―第23条）

第5章 実効性の確保（第24条・第25条）

付則

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曽川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていく必要があります。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、一宮市（以下「市」といいます。）におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの（地域活動団体を除きます。）をいいます。

（まちづくりの基本原則）

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則（まちづくりに関する情報を共有することをいいます。）
- (2) 参加の原則（市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。）
- (3) 協働の原則（協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。）
- (4) 有効性の原則（有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。）

第2章 市民主体のまちづくり

（市民の権利）

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

- 2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

（市民の役割）

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

（情報共有）

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

- 2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

（市民の参加の機会の保障）

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

- 2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

（子どもの参加の機会の保障）

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

（総合計画）

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

（まちづくりの推進）

- 3 市長は、総合計画の推進及びその進捗管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

（市政に関する意見等の取扱い）

第11条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

- 2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

（住民投票）

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

第3章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。

3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

第4章 市民のための行政

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

(職員の役割及び責務)

第21条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

- 2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。
- 3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

(財政運営)

第22条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

- 2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

第5章 実効性の確保

(この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

- 2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

(この条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

付 則

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行します。
- 2 議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則その他のまちづくりに関する諸制度について、第2条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとします。